

# 住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う 固定資産税の減額について

## 減額内容

平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に、地球温暖化防止に向けて一定の省エネ改修工事を行った場合、所定の要件を満たしていれば、翌年度分の固定資産税の3分の1に相当する額が、申告により減額されます。

## 減額要件

- ・ 平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）であること。
- ・ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること。
- ・ 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われたものであること。
- ・ 次の①～④の工事のうち、①を含む工事を行い、工事に要した費用が50万円以上であること。（外気等と接するものの工事に限る）

※補助金等をもっている場合、控除後の額

- ① 窓の断熱改修工事
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

※ ただし、この改修工事の費用のうち、省エネ改修工事とは関係のない増築や改築などの費用と一緒に含まれていても、その部分は工事金額の要件には含まれません。

- ・ 現行の省エネ基準に適合した工事であることが証明されたものであること。
- ・ 省エネ改修後3か月以内に、関係書類を添付のうえ、税務課へ申告書を提出してください。

## 減額内容

- ・ 改修工事が完了した翌年度から、1年度分のみ固定資産税が3分の1軽減されます。（対象面積は、120㎡まで）
- ・ 新築住宅特例や耐震改修特例の減額措置の対象となっている年度には適用されません。

## 提出書類

- ・ 住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ・ 熱損失防止改修工事証明書
- ・ 納税義務者の住民票の写し
- ・ 領収書（改修工事費用の支払額がわかるもの）の写し